

議案第60号

阿見町行政手続条例の一部改正について

阿見町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町行政手続条例の一部を改正する条例

阿見町行政手続条例(平成8年阿見町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「行う等」を「行うこと等」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条

第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第30条第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の阿見町行政手続条例第15条第3項(第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。))及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

改正前	改正後	備考
(複数の行政庁が関与する処分)	(複数の行政庁が関与する処分)	
第11条 (略)	第11条 (略)	
2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して <u>行う等</u> により審査の促進に努めるものとする。	2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して <u>行うこと等</u> により審査の促進に努めるものとする。	
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)	
第15条 (略)	第15条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとしなす。</u>	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> _____ _____によって行うことができる。 _____ _____	
(新設)	4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人とな</u>	

改正前	改正後	備考
(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合におい	<u>るべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合におい	

改正前	改正後	備考
て、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、_____「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた</u>_____日の翌日）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>_____及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>_____」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。 （行政指導の一般原則） 第30条 （略） 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な<u>取扱</u>をしてはならない。	て、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「_____とき」とあるのは「_____とき」（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。 （行政指導の一般原則） 第30条 （略） 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な<u>取扱い</u>をしてはならない。	

議案第60号説明資料

【改正の理由】

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により行政手続法が改正され、法に基づく不利益処分に係る聴聞や弁明の機会の付与に当たり、その通知の相手方の所在が判明しない場合に行う公示送達について、インターネットを利用して行うことを基本とする制度が整備された。

このことを受け、法との整合性を図るため、阿見町行政手続条例を改正し、町の条例に基づく不利益処分に係る聴聞や弁明の機会の付与に当たり、国と同様の方法により行うことができるようにするもの。

【改正内容】

(1) 公示送達に関する規定の改正【第15条】

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示送達の方法について、公示事項を記載した紙文書を掲示場に掲示する現在の方法から、公示事項についてインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く(町ホームページへの掲載)とともに、併せて掲示場への紙文書の掲示等を行う方法に改めるもの。

(2) 第15条の改正を受けたものその他の規定の整理【第11条・第16条・第22条・第29条・第30条】

第15条の改正により、改正前の第15条第3項に定めていた事項の多くが第15条第4項に定められたことに伴い、条例中の引用規定や準用規定、読替規定について、適切な内容となるよう整理を行うとともに、その他所要の文言整理を行った。